

特別養護老人ホーム 真心の園

入居者の利用料金について 平成29年5月1日現在 30日目で1割負担の場合

[要介護度に応じた基本料金+加算料金×30日+食事+居住費]

単位:円

介護度	基本料金	その他の加算料金	30日分	処遇改善加算(8.3%)	階層	食費(30日)	居住費(30日)	合計
要介護1	625	48	20,190	1,676	第1階層	9,000	24,600	55,466
					第2階層	11,700	24,600	58,166
					第3階層	19,500	39,300	80,666
					第4階層	41,400	59,100	122,366
要介護2	691	48	22,170	1,840	第1階層	9,000	24,600	57,610
					第2階層	11,700	24,600	60,310
					第3階層	19,500	39,300	82,810
					第4階層	41,400	59,100	124,510
要介護3	762	48	24,300	2,017	第1階層	9,000	24,600	59,917
					第2階層	11,700	24,600	62,617
					第3階層	19,500	39,300	85,117
					第4階層	41,400	59,100	126,817
要介護4	828	48	26,280	2,181	第1階層	9,000	24,600	62,061
					第2階層	11,700	24,600	64,761
					第3階層	19,500	39,300	87,261
					第4階層	41,400	59,100	128,961
要介護5	894	48	28,260	2,346	第1階層	9,000	24,600	64,206
					第2階層	11,700	24,600	66,906
					第3階層	19,500	39,300	89,406
					第4階層	41,400	59,100	131,106

※加算内訳

栄養マネジメント加算	14円(一日)
個別機能訓練加算	12円(一日)
サービス提供体制加算	18円(一日)
看護体制加算(Ⅰ)口	4円(一日)
介護職員処遇改善加算	所定単位数に8.3%を乗じた単位
上記項目が加算されます。	

※食費・居住費

	食費	居住費
		ユニット個室
第1階層	300	820
第2階層	390	820
第3階層	650	1,310
第4階層	1,380	1,970

(一日あたり 単位:円)

※介護保険負担限度額認定

(第1階層該当者)	市町村税非課税世帯であり、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
(第2階層該当者)	市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方
(第3階層該当者)	市町村税非課税世帯であり、第2階層以外の方
(第4階層該当者)	上記以外の方

上記該当者であり、預貯金が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下